

大学評価基準に関する評価の指針 新旧対照表

※赤太字部分が改定箇所。下線部は本評価において特に重要と考えられる法令を表しています。

頁数	新（改定案）	旧											
p. 1	大学評価基準に関する評価の指針 基準 1 に関する評価の指針 (略)	大学評価基準に関する評価の指針 基準 1 に関する評価の指針 (略)											
p. 1	イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (略) [関係法令等] <table><tr><td>教育基本法 第 7 条</td></tr><tr><td>学校教育法 第 83 条、第 83 条の 2、第 84 条、第 85 条、第 86 条、 第 87 条、第 87 条の 2、第 91 条、第 97 条、<u>第 99 条</u>、第 100 条、第 101 条、第 103 条</td></tr><tr><td>大学設置基準 第 2 条、第 3 条、第 4 条、<u>第 5 条</u>、第 6 条、<u>第 18 条</u>、 第 40 条の 4</td></tr><tr><td>大学院設置基準 第 1 条の 2、<u>第 2 条</u>、第 2 条の 2、<u>第 3 条</u>、<u>第 4 条</u>、<u>第 5 条</u>、<u>第 6 条</u>、<u>第 7 条</u>、<u>第 7 条の 2</u>、<u>第 7 条の 3</u>、<u>第 10 条</u>、 <u>第 22 条の 4</u>、第 23 条、第 44 条</td></tr><tr><td>専門職大学設置基準 第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 54 条</td></tr><tr><td>告示 平成 11 年文部省告示第 176 号、<u>平成 15 年文部科学省告示第 45 号</u>、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、平成 27 年</td></tr></table>	教育基本法 第 7 条	学校教育法 第 83 条、 第 83 条の 2 、第 84 条、第 85 条、第 86 条、 第 87 条、 第 87 条の 2 、第 91 条、第 97 条、 <u>第 99 条</u> 、第 100 条、第 101 条、第 103 条	大学設置基準 第 2 条、第 3 条、第 4 条、 <u>第 5 条</u> 、第 6 条、 <u>第 18 条</u> 、 第 40 条の 4	大学院設置基準 第 1 条の 2、 <u>第 2 条</u> 、第 2 条の 2、 <u>第 3 条</u> 、 <u>第 4 条</u> 、 <u>第 5 条</u> 、 <u>第 6 条</u> 、 <u>第 7 条</u> 、 <u>第 7 条の 2</u> 、 <u>第 7 条の 3</u> 、 <u>第 10 条</u> 、 <u>第 22 条の 4</u> 、第 23 条、第 44 条	専門職大学設置基準 第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 54 条	告示 平成 11 年文部省告示第 176 号、 <u>平成 15 年文部科学省告示第 45 号</u> 、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、平成 27 年	イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (略) [関係法令等] <table><tr><td>教育基本法 第 7 条</td></tr><tr><td>学校教育法 第 83 条 (追加)、第 84 条、第 85 条、第 86 条、第 87 条 (追加)、第 91 条、第 97 条、<u>第 99 条</u>、第 100 条、 第 101 条、第 103 条</td></tr><tr><td>大学設置基準 第 2 条、<u>第 3 条</u>、<u>第 4 条</u>、<u>第 5 条</u>、第 6 条、<u>第 18 条</u>、 第 40 条の 4</td></tr><tr><td>大学院設置基準 第 1 条の 2、<u>第 2 条</u>、第 2 条の 2、<u>第 3 条</u>、<u>第 4 条</u>、<u>第 5 条</u>、<u>第 6 条</u>、<u>第 7 条</u>、<u>第 7 条の 2</u>、<u>第 7 条の 3</u>、<u>第 10 条</u>、 <u>第 22 条の 4</u>、第 23 条、第 44 条 (追加)</td></tr><tr><td>告示 平成 11 年文部省告示第 176 号、<u>平成 15 年文部科学省告示第 45 号</u>、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、平成 27 年</td></tr></table>	教育基本法 第 7 条	学校教育法 第 83 条 (追加)、第 84 条、第 85 条、第 86 条、第 87 条 (追加)、第 91 条、第 97 条、 <u>第 99 条</u> 、第 100 条、 第 101 条、第 103 条	大学設置基準 第 2 条、 <u>第 3 条</u> 、 <u>第 4 条</u> 、 <u>第 5 条</u> 、第 6 条、 <u>第 18 条</u> 、 第 40 条の 4	大学院設置基準 第 1 条の 2、 <u>第 2 条</u> 、第 2 条の 2、 <u>第 3 条</u> 、 <u>第 4 条</u> 、 <u>第 5 条</u> 、 <u>第 6 条</u> 、 <u>第 7 条</u> 、 <u>第 7 条の 2</u> 、 <u>第 7 条の 3</u> 、 <u>第 10 条</u> 、 <u>第 22 条の 4</u> 、第 23 条、第 44 条 (追加)	告示 平成 11 年文部省告示第 176 号、 <u>平成 15 年文部科学省告示第 45 号</u> 、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、平成 27 年
教育基本法 第 7 条													
学校教育法 第 83 条、 第 83 条の 2 、第 84 条、第 85 条、第 86 条、 第 87 条、 第 87 条の 2 、第 91 条、第 97 条、 <u>第 99 条</u> 、第 100 条、第 101 条、第 103 条													
大学設置基準 第 2 条、第 3 条、第 4 条、 <u>第 5 条</u> 、第 6 条、 <u>第 18 条</u> 、 第 40 条の 4													
大学院設置基準 第 1 条の 2、 <u>第 2 条</u> 、第 2 条の 2、 <u>第 3 条</u> 、 <u>第 4 条</u> 、 <u>第 5 条</u> 、 <u>第 6 条</u> 、 <u>第 7 条</u> 、 <u>第 7 条の 2</u> 、 <u>第 7 条の 3</u> 、 <u>第 10 条</u> 、 <u>第 22 条の 4</u> 、第 23 条、第 44 条													
専門職大学設置基準 第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 54 条													
告示 平成 11 年文部省告示第 176 号、 <u>平成 15 年文部科学省告示第 45 号</u> 、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、平成 27 年													
教育基本法 第 7 条													
学校教育法 第 83 条 (追加)、第 84 条、第 85 条、第 86 条、第 87 条 (追加)、第 91 条、第 97 条、 <u>第 99 条</u> 、第 100 条、 第 101 条、第 103 条													
大学設置基準 第 2 条、 <u>第 3 条</u> 、 <u>第 4 条</u> 、 <u>第 5 条</u> 、第 6 条、 <u>第 18 条</u> 、 第 40 条の 4													
大学院設置基準 第 1 条の 2、 <u>第 2 条</u> 、第 2 条の 2、 <u>第 3 条</u> 、 <u>第 4 条</u> 、 <u>第 5 条</u> 、 <u>第 6 条</u> 、 <u>第 7 条</u> 、 <u>第 7 条の 2</u> 、 <u>第 7 条の 3</u> 、 <u>第 10 条</u> 、 <u>第 22 条の 4</u> 、第 23 条、第 44 条 (追加)													
告示 平成 11 年文部省告示第 176 号、 <u>平成 15 年文部科学省告示第 45 号</u> 、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、平成 27 年													

頁数	新（改定案）	旧
	文部科学省告示第 154 号 （専門職大学院を設置する場合） 告示 平成 15 年文部科学省告示第 53 号 （国際連携教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第 50 条 大学院設置基準 第 35 条 専門職大学設置基準 第 62 条 専門職大学院設置基準 第 35 条	文部科学省告示第 154 号 （専門職大学院を設置する場合） 告示 平成 15 年文部科学省告示第 53 号 （国際連携教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第 50 条 大学院設置基準 第 35 条 (追加) 専門職大学院設置基準 第 35 条
p. 1-2	ロ 教育研究実施組織に関すること （略） [関係法令等] 学校教育法 第 92 条、第 93 条、第 114 条 学校教育法施行規則 第 143 条 大学設置基準 第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 61 条、別表第一、別表第二 大学院設置基準 第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2、第 46 条 専門職大学設置基準 第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第	ロ 教育研究実施組織に関すること （略） [関係法令等] 学校教育法 第 92 条、第 93 条、第 114 条 学校教育法施行規則 第 143 条 大学設置基準 第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 61 条、別表第一、別表第二 大学院設置基準 第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2、第 46 条 (追加)

頁数	新（改定案）	旧
	<u>78条、別表第一</u> 告示 平成 11 年文部省告示第 175 号、平成 11 年文部省告示第 176 号、平成 15 年文部科学省告示第 44 号、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、平成 16 年文部科学省告示第 175 号、令和 5 年文部科学省告示第 49 号 （専門職大学院を設置する場合） 専門職大学院設置基準 第 4 条、第 5 条 告示 平成 15 年文部科学省告示第 53 号 （通信教育課程を設置する場合） 大学通信教育設置基準 第 8 条、第 11 条 大学院設置基準 第 27 条 （共同教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第 46 条 専門職大学設置基準 第 58 条 （国際連携教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第 55 条 大学院設置基準 第 40 条 専門職大学設置基準 第 67 条	告示 平成 11 年文部省告示第 175 号、平成 11 年文部省告示第 176 号、平成 15 年文部科学省告示第 44 号、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、平成 16 年文部科学省告示第 175 号、令和 5 年文部科学省告示第 49 号 （専門職大学院を設置する場合） 専門職大学院設置基準 第 4 条、第 5 条 告示 平成 15 年文部科学省告示第 53 号 （通信教育課程を設置する場合） 大学通信教育設置基準 第 8 条、第 11 条 大学院設置基準 第 27 条 （共同教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第 46 条 (追加) （国際連携教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第 55 条 大学院設置基準 第 40 条 (追加)
p. 2-4	ハ 教育課程に関すること (略)	ハ 教育課程に関すること (略)

頁数	新（改定案）	旧
	[関係法令等] 学校教育法 第 88 条、第 89 条、<u>第 90 条</u>、第 102 条、第 104 条、第 122 条、第 132 条 学校教育法施行規則 第 145 条、第 146 条、第 146 条の 2、<u>第 147 条</u>、第 148 条、第 149 条、第 150 条、第 151 条、第 152 条、第 153 条、第 154 条、第 155 条、第 156 条、第 157 条、第 158 条、第 159 条、第 160 条、第 161 条、第 162 条、第 163 条、第 164 条、<u>第 172 条の 2</u> 大学設置基準 第 2 条の 2、第 7 条、<u>第 19 条</u>、<u>第 20 条</u>、<u>第 21 条</u>、<u>第 22 条</u>、<u>第 23 条</u>、第 24 条、<u>第 25 条</u>、<u>第 25 条の 2</u>、第 26 条、第 27 条、<u>第 27 条の 2</u>、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 30 条の 2、第 31 条、<u>第 32 条</u>、第 33 条 大学院設置基準 第 1 条の 3、<u>第 11 条</u>、<u>第 12 条</u>、<u>第 13 条</u>、第 14 条、<u>第 14 条の 2</u>、<u>第 15 条</u>、<u>第 16 条</u>、第 16 条の 2、<u>第 17 条</u>、第 23 条の 2、第 42 条、第 44 条 専門職大学設置基準 第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条 告示 平成 3 年文部省告示第 68 号、平成 13 年文部省告示第 51 号、平成 15 年文部科学省告示第 43 号、平成 15 年文部科学省告示第 53 号、平成 29 年文部科学省告示第 109 号 学位規則 第 2 条、第 2 条の 2、第 2 条の 3、第 3 条、第 4 条、第 5	[関係法令等] 学校教育法 第 88 条、第 89 条、<u>第 90 条</u>、第 102 条、第 104 条、第 122 条、第 132 条 学校教育法施行規則 第 145 条、第 146 条 (追加)、<u>第 147 条</u>、第 148 条、第 149 条、第 150 条、第 151 条、第 152 条、第 153 条、第 154 条、第 155 条、第 156 条、第 157 条、第 158 条、第 159 条、第 160 条、第 161 条、第 162 条、第 163 条、第 164 条、<u>第 172 条の 2</u> 大学設置基準 第 2 条の 2、第 7 条、<u>第 19 条</u>、<u>第 20 条</u>、<u>第 21 条</u>、<u>第 22 条</u>、<u>第 23 条</u>、第 24 条、<u>第 25 条</u>、<u>第 25 条の 2</u>、第 26 条、第 27 条、<u>第 27 条の 2</u>、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 30 条の 2、第 31 条、<u>第 32 条</u>、第 33 条 大学院設置基準 第 1 条の 3、<u>第 11 条</u>、<u>第 12 条</u>、<u>第 13 条</u>、第 14 条、<u>第 14 条の 2</u>、<u>第 15 条</u>、<u>第 16 条</u>、第 16 条の 2、<u>第 17 条</u>、第 23 条の 2、第 42 条、第 44 条 (追加) 告示 平成 3 年文部省告示第 68 号、平成 13 年文部省告示第 51 号、平成 15 年文部科学省告示第 43 号、平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (追加) 学位規則 第 2 条、(追加)、<u>第 3 条</u>、<u>第 4 条</u>、第 5 条、第 5 条の 2、

頁数	新（改定案）	旧
	条、第5条の2、第5条の3、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条 （専門職大学院を設置する場合） 専門職大学院設置基準 第2条、第3条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条 告示 平成15年文部科学省告示第53号 （通信教育課程を設置する場合） 大学通信教育設置基準 第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条 大学院設置基準 第25条、第26条、第28条 （共同教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第43条、第44条、第45条 大学院設置基準 第31条、第32条、第33条 専門職大学設置基準 第55条、第56条、第57条 専門職大学院設置基準 第32条、第33条、第34条 （国際連携教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第51条、第52条、第53条、第54条 大学院設置基準 第36条、第37条、第38条、第39条	第5条の3、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条 （専門職大学院を設置する場合） 専門職大学院設置基準 第2条、第3条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条 告示 平成15年文部科学省告示第53号 （通信教育課程を設置する場合） 大学通信教育設置基準 第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条 大学院設置基準 第25条、第26条、第28条 （共同教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第43条、第44条、第45条 大学院設置基準 第31条、第32条、第33条 （追加） 専門職大学院設置基準 第32条、第33条、第34条 （国際連携教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第51条、第52条、第53条、第54条 大学院設置基準 第36条、第37条、第38条、第39条

頁数	新（改定案）	旧
	専門職大学設置基準 第 63 条、第 64 条、第 65 条、第 66 条 専門職大学院設置基準 第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条	(追加) 専門職大学院設置基準 第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条
p. 4	ニ 施設及び設備に関すること (略) [関係法令等] 学校教育法 第 96 条 学校教育法施行規則 第 143 条の 2、第 143 条の 3 大学設置基準 第 34 条、第 35 条、第 36 条、<u>第 37 条</u>、<u>第 37 条の 2</u>、<u>第 38 条</u>、<u>第 39 条</u>、<u>第 39 条の 2</u>、<u>第 40 条</u>、<u>第 40 条の 2</u>、<u>第 59 条</u>、<u>第 61 条</u>、<u>別表第三</u> 大学院設置基準 第 19 条、<u>第 20 条</u>、<u>第 21 条</u>、<u>第 22 条</u>、<u>第 22 条の 2</u>、<u>第 24 条</u>、<u>第 46 条</u> 専門職大学設置基準 第 43 条、<u>第 44 条</u>、<u>第 45 条</u>、<u>第 46 条</u>、<u>第 47 条</u>、<u>第 48 条</u>、<u>第 49 条</u>、<u>第 50 条</u>、<u>第 51 条</u>、<u>第 52 条</u>、<u>第 78 条</u>、<u>別表第二</u> 告示 平成 15 年文部科学省告示第 50 号 (専門職大学院を設置する場合) 専門職大学院設置基準 第 17 条 (通信教育課程を設置する場合) 大学通信教育設置基準	ニ 施設及び設備に関すること (略) [関係法令等] 学校教育法 第 96 条 学校教育法施行規則 第 143 条の 2、第 143 条の 3 大学設置基準 第 34 条、<u>第 35 条</u>、<u>第 36 条</u>、<u>第 37 条</u>、<u>第 37 条の 2</u>、<u>第 38 条</u>、<u>第 39 条</u>、<u>第 39 条の 2</u>、<u>第 40 条</u>、<u>第 40 条の 2</u>、<u>第 59 条</u>、<u>第 61 条</u>、<u>別表第三</u> 大学院設置基準 第 19 条、<u>第 20 条</u>、<u>第 21 条</u>、<u>第 22 条</u>、<u>第 22 条の 2</u>、<u>第 24 条</u>、<u>第 46 条</u> (追加) 告示 平成 15 年文部科学省告示第 50 号 (専門職大学院を設置する場合) 専門職大学院設置基準 第 17 条 (通信教育課程を設置する場合) 大学通信教育設置基準

頁数	新（改定案）	旧
	第 9 条、第 10 条 大学院設置基準 第 29 条、第 30 条 （共同教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第 47 条、第 48 条、第 49 条 大学院設置基準 第 34 条 専門職大学設置基準 第 59 条、第 60 条、第 61 条 （国際連携教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第 56 条 大学院設置基準 第 41 条 専門職大学設置基準 第 68 条 専門職大学院設置基準 第 40 条	第 9 条、第 10 条 大学院設置基準 第 29 条、第 30 条 （共同教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第 47 条、第 48 条、第 49 条 大学院設置基準 第 34 条 (追加) （国際連携教育課程を設置する場合） 大学設置基準 第 56 条 大学院設置基準 第 41 条 (追加) 専門職大学院設置基準 第 40 条
p. 5	ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導に関するこ と (略) [関係法令等] 教育基本法 第 4 条 学校教育法 第 11 条、第 12 条、第 114 条 学校教育法施行規則 第 26 条	ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導に関するこ と (略) [関係法令等] 教育基本法 第 4 条 学校教育法 第 11 条、第 12 条、第 114 条 学校教育法施行規則 第 26 条

頁数	新（改定案）	旧
	大学設置基準 第 7 条 大学院設置基準 第 8 条、第 43 条 専門職大学設置基準 第 31 条 (通信教育課程を設置する場合) 大学通信教育設置基準 第 11 条 学校保健安全法 第 13 条 障害者差別解消法 第 7 条、第 8 条	大学設置基準 第 7 条 大学院設置基準 第 8 条、第 43 条 (追加) (通信教育課程を設置する場合) 大学通信教育設置基準 第 11 条 学校保健安全法 第 13 条 障害者差別解消法 第 7 条、第 8 条
p. 5	へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること (略)	へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること (略)
p. 5-6	ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること (略)	ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること (略)
p. 6	チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること (略) [関係法令等] 学校教育法 第 109 条 学校教育法施行規則 第 152 条、第 158 条、第 166 条 大学設置基準 第 11 条	チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること (略) [関係法令等] 学校教育法 第 109 条 学校教育法施行規則 第 152 条、第 158 条、第 166 条 大学設置基準 第 11 条

頁数	新（改定案）	旧
	大学院設置基準 第 9 条の 3 専門職大学設置基準 第 36 条 （専門職大学院を設置する場合） 専門職大学院設置基準 第 5 条の 2	大学院設置基準 第 9 条の 3 （追加） （専門職大学院を設置する場合） 専門職大学院設置基準 第 5 条の 2
p. 6	リ 財務に関すること （略） [関係法令等] 大学設置基準 第 40 条の 3 大学院設置基準 第 22 条の 3 専門職大学設置基準 第 53 条 国立大学法人法、地方独立行政法人法、地方自治法、私立学校法、私立学校振興助成法など、大学の設置形態別に定められた法令	リ 財務に関すること （略） [関係法令等] 大学設置基準 第 40 条の 3 大学院設置基準 第 22 条の 3 （追加） 国立大学法人法、地方独立行政法人法、地方自治法、私立学校法、私立学校振興助成法など、大学の設置形態別に定められた法令
p. 6-7	ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること （略）	ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること （略）
p. 8	基準 2 に関する評価の指針 （略）	基準 2 に関する評価の指針 （略）
p. 9	基準 3 に関する評価の指針 （略）	基準 3 に関する評価の指針 （略）